

重 要 事 項 説 明 書  
(売買・交換)  
(第一面)

年 月 日

殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

商号又は名称  
代表者の氏名  
主たる事務所  
免許証番号  
免許年月日

印

説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	印
	登 録 番 号	( )
	業 務 に 従 事 す る 事 務 所	電 話 番 号 ( ) -

取 引 の 態 様 (法第34条第2項)	売 買 ・ 交 換
	当 事 者 ・ 代 理 ・ 媒 介

土 地	所 在 地				
	登 記 簿 の 地 目			面 積	登 記 簿 面 積 m <sup>2</sup> 実 測 面 積 m <sup>2</sup>
建 物	所 在 地				
	家 屋 番 号			床 面 積	1 階      m <sup>2</sup> 計      m <sup>2</sup>
	種 類 及 び 構 造			2 階      m <sup>2</sup>	
売主の住所・氏名					

(第二面)

I 対象となる宅地又は建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項

	所有権に関する事項 (権利部(甲区))	所有権に係る権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項(権利部(乙区))
土地	名義人 氏名 住所		
建物	名義人 氏名 住所		

2 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・建築基準法に基づく制限

1	区域の別	制限の概要	
都市計画法	市街化区域 市街化調整区域 非線引区域 準都市計画区域 その他		
2 建築基準法	イ用途地域名	制限の内容	
	ロ地域・地区・街区名等	制限の内容	
	ハ建築面積の限度 (建ぺい率制限)	(敷地面積 $m^2 - m^2$ ) $\times$ $= m^2$	
	ニ延建築面積の限度 (容積率制限)	(敷地面積 $m^2 - m^2$ ) $\times$ $= m^2$	
	ホ敷地等と道路との関係		
	ヘ私道の変更又は廃止の制限		
トその他の制限			

## (第三面)

(2) (1) 以外の法令に基づく制限

	法 令 名	制 限 の 概 要
1		
2		
3		
4		

## 3 私道に関する負担に関する事項

負担の有無	有 ・ 無	備 考
(負担の内容) 面 積	m <sup>2</sup>	
負担金	円	

## 4 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設		施設の整備予定	施設整備に関する特別負担の有無
飲用水	公営・私営・井戸	年 月 日 公営・私営・井戸	有・無 円
電 気		年 月 日	有・無 円
ガ ス	都市・プロパン	年 月 日 都市・プロパン	有・無 円
排 水		年 月 日 ( ) 浄化槽施設の必要 有・無	有・無 円
備 考			

## 5 宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき）

宅	形状及び構造	
地	宅地に接する 道路の幅員及 び構造	

## (第四面)

建 物	形状及び構造		
	主要構造部、内装及び外装の構造・仕上げ		
	設備の設置及び構造	設置する設備	構造

## 6 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無	有	無
建物状況調査の結果の概要		

## 7 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき）

	保存の状況	
検査済証（新築）	有	無
建築確認済証並びに確認申請書及び添付図書（新築）	有	無
増改築を行った物件である場合		
検査済証（増改築）	有	無
建築確認済証並びに確認申請書及び添付図書（増改築）	有	無
建物状況調査を実施した住宅である場合		
建物状況調査結果報告書	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	無
建築基準法第12条第1項の規定による特定建築物である場合		
定期調査報告書	有	無

(第五面)

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合		
新耐震基準に適合していることを証する書類 書類名：( )	有	無
備考		

8 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域内	造成宅地防災区域外
-----------	-----------

9 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

10 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域内	津波災害警戒区域外
-----------	-----------

11 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

12 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	無
耐震診断の内容		

13 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	有	無
登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	設計住宅性能評価書	
	建設住宅性能評価書	

(第六面)

II 取引条件に関する事項

1 代金及び交換差金以外に授受される金額

	金 額	授 受 の 目 的
1		
2		
3		
4		

2 契約の解除に関する事項

--

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

--

4 手付金等の保全措置の概要（業者が自ら売主の場合）

(1) 未完成物件の場合

保 全 の 方 式	保証委託契約（法第41条第1項第1号）・保証保険契約（法第41条第1項第2号）
保全措置を行う機 関	

(2) 完成物件の場合

保 全 の 方 式	保証委託契約（法第41条第1項第1号）・保証保険契約（法第41条第1項第2号）・手付金等寄託契約及び質権設定契約（法第41条の2第1項）
保全措置を行う機 関	

(第七面)

5 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講 ず る ・ 講 じ な い
保 全 措 置 を 行 う 機 関	

6 金銭の貸借のあつせん

業者による金銭貸借のあつせんの有無		有 ・ 無
あ つ せ ん の 内 容	融資取扱金融機関	
	融 資 額	
	融 資 期 間	
	利 率	
	返 済 方 法	
	保 証 料	
	ローン事務手数料	
	そ の 他	
金銭の貸借が成立しないときの措置		

7 瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要

瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずるかどうか	講 ず る ・ 講 じ な い
瑕疵担保責任の履行に関する措置の内容	

8 割賦販売に係る事項

現金販売価格	円		
割賦販売価格	円		
		支払時期	支払方法
	うち引渡しまでに支払う金銭	円	
賦払金の額	円		

Ⅲ その他の事項

1 供託所等に関する説明（法第35条の2）

(1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した 供託所及びその所在地	
--------------------------	--

(2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

宅地建物取引業 保証協会	名 称	
	住 所	
	事務所の所在地	
弁済業務保証金を供託した 供託所及びその所在地		



## 記載要領

## ① Iの1について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

## ② Iの2の(1)について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

## ③ Iの2の(2)について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3	古都保存法	1 1	流通業務市街地整備法	1 8の2	首都圏近郊緑地保全法	2 6	全国新幹線鉄道整備法
4	都市緑地法	1 2	都市再開発法	1 8の3	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	2 7	土地収用法
5	生産緑地法	1 2の2	沿道整備法	1 8の4	都市の低炭素化の促進に関する法律	2 8	文化財保護法
5の2	特定空港周辺特別措置法	1 2の3	集落地域整備法	1 8の5	下水道法	2 9	航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
5の3	景観法	1 2の4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	1 9	河川法	3 0	国土利用計画法
6	土地区画整理法	1 2の5	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	1 9の2	特定都市河川浸水被害対策法	3 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の2	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1 3	港湾法	2 0	海岸法	3 2	土壌汚染対策法
6の3	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	1 4	住宅地区改良法	2 0の2	津波防災地域づくりに関する法律	3 3	都市再生特別措置法
6の4	被災市街地復興特別措置法	1 5	公有地坵大推進法	2 1	砂防法	3 3の2	地域再生法
7	新住宅市街地開発法	1 6	農地法	2 2	地すべり等防止法	3 4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
7の2	新都市基盤整備法	1 7	宅地造成等規制法	2 3	急傾斜地法	3 5	災害対策基本法
8	旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	1 7の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	2 3の2	土砂災害防止対策推進法	3 6	東日本大震災復興特別区域法
9	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	1 7の3	都市公園法	2 4	森林法	3 7	大規模災害からの復興に関する法律
1 0	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	1 8	自然公園法	2 5	道路法		

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

## ④ Iの3について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

## ⑤ Iの4について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかつこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。